

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 別表第三の特定保守製品の指定の見直し

別表第三に掲げる特定保守製品のうち、同表第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる製品を特定保守製品から除外すること。  
(別表第三関係)

第二 附則

一 この政令は、令和三年八月一日から施行することとする。  
(附則第一条関係)

二 別表第三から除外される製品（以下「除外対象製品」という。）のうち、一部の製品及び当該製品の製造又は輸入をその事業として行った者については、それぞれ特定保守製品及び特定製造事業者等とみなすこととする。  
(附則第二条関係)

三 特定製造事業者等であった者は、附則第二条の対象となる製品等を除いた除外対象製品の所有者に対して、当該製品が特定保守製品から除外されたことについて周知することとする。  
(附則第三条関係)

四 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(附則第四條關係)